

高知工業高等専門学校学術研究誌発行に関する規則

制 定 平成24年 9月20日

一部改正 令和 4年 3月17日

(目的)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）において、学術研究の発表のための学術研究誌を発行するにあたり、必要な事項を定める。

(学術研究誌の種類と名称)

第2条 本誌の標名は独立行政法人国立高等専門学校機構高知工業高等専門学校学術紀要（欧文名：「Bulletin of National Institute of Technology, Kochi College」、以下「学術紀要」という。）とする。

(編集及び発行)

第3条 学術紀要の編集、発行は、図書館が行うものとし、編集に関する責任は図書館、発行に関する責任は本校にあるものとする。

2 学術紀要は、原則として年1回、3月に発行するものとする。

(原稿提出者の資格)

第4条 学術研究論文（以下「論文」という。）の原稿を提出することのできる者は専任の本校教職員（以下「教職員」という。）とする。ただし、校外研究者等との共著の場合は、本校の教職員が主たる研究者となり執筆したものに限る。この場合、著者名の配列順序は原則として本校の教職員を先行させる。

(原稿執筆及び提出)

第5条 学術紀要の原稿執筆及び提出については、本規則に定めるもののほか別に定める原稿執筆要領に従うものとする。

(原稿の査読)

第6条 学術紀要の原稿の査読は、次のとおりとする。

2 投稿論文の査読を行うため、査読委員（以下「委員」という。）を置く。

3 委員は、投稿論文の内容に関係する分野から選出するものとする。

4 委員は、本校教員の中から校長が委嘱する。

5 委員の任期は、査読論文の掲載可否が決定したときまでとする。

6 委員は、図書館長から付託された投稿論文を査読し、審査内容及び掲載の可否を図書館長に報告するものとする。

(原稿の採否)

第7条 学術紀要への原稿の採否については図書館が行う。採否において必要のある場合は、図書館において適当と認める教職員の意見を聞いて行う。不採用の場合は執筆者の了承を得るものとする。

(編集)

第8条 学術紀要における掲載順序は、次のとおりとする。

執筆者の五十音順、校外発表論文等

2 執筆者は、論文の第1ページの脚注に執筆者の所属機関名、学科名、職名等を、図書館は末尾に論文の受理年月日を記入するものとする。

3 本文の柱は、偶数ページに独立行政法人国立高等専門学校機構高知工業高等専門学校学術紀要第号、奇数ページに論文の題名を記入する。欧文論文の場合には、欧文名を用いる。ただし、この場合、題名を短縮することがある。

(体裁)

第9条 学術紀要の体裁は、次のとおりとする。

(1) 誌面の大きさは、A4判とする。

(2) 論文の組版は、横組・縦組共、1段、毎ページ邦文横書きは、44字詰43行、邦文縦書きは、72字詰28行、欧文は、88字詰43行を原則とする。

(3) 本冊の体裁は、次のとおりとする。

表紙(別紙様式1)

裏表紙(別紙様式2)

背表紙(別紙様式3)

邦文目次(別紙様式4)

奥付(別紙様式5)

(4) 別刷の体裁は、原則として次のとおりとする。

邦文論文の場合

表紙(別紙様式6)

裏表紙(白紙)

欧文論文の場合

表紙(別紙様式7)

裏表紙(白紙)

(論文の著作権等)

第10条 提出された原稿等(文章・図・表・写真を含めた全て)の著作権等について、次のとおりとする。

(1) 提出された論文に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、本校に帰属するものとする。

(2) 共著の場合は、前号の規定に基づき、当該論文の著作権が本校に帰属することを、共著者に示し、同意、承諾を得た上で投稿しなければならない。

(3) 本文の一部や図・表・写真等を他の著作物から転載する場合、著作権に関わる法令上等の諸手続きは、著者自身があらかじめ処理をしておかなければならない。

(4) 掲載する写真等の、プライバシーにも配慮しなくてはならない。

(学術紀要の公開)

第11条 学術紀要に掲載する論文は、インターネットで公開する。

(校正)

第12条 原稿の校正は、執筆者が行い、その他については図書館が行う。

(経費)

第13条 学術紀要発行に要する経費は、共通経費から支出する。ただし、各論文の別刷については、執筆者の負担とする。

(事務)

第14条 学術紀要の発行にあたっての事務処理は、学生課図書・情報係が行う。

(その他)

第15条 その他必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成24年9月20日から施行する。

2 高知工業高等専門学校学術研究誌発行に関する総則（制定平成8年3月7日）、高知工業高等専門学校学術紀要編集・発行に関する手続き規則（制定平成16年4月1日）は廃止する。

附 則

この規則は、平成27年1月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式 1

独立行政法人国立高等専門学校機構

高知工業高等専門学校

学 術 紀 要

第 号

BULLETIN OF

NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY, KOCHI COLLEGE

No. (Month Year)

(西暦) 年 月

独立行政法人国立高等専門学校機構

高知工業高等専門学校

注 () は記載しない。

別紙様式 2

BULLETIN OF
NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY, KOCHI COLLEGE

No.

Contents

Researches :

(Subject) (Name) (Page)

ISSUED BY
NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY, KOCHI COLLEGE
(Month Year)

注 () は記載しない。

別紙様式 3

独立行政法人国立高等専門学校機構高知工業高等専門学校学術紀要第 号（西 暦 年 月

注 （ ）は
記載しない。

別紙様式 4

目次	
論文	
(題目)	(執筆者名) (ページ)

別紙様式 5

独立行政法人国立高等専門学校機構
高知工業高等専門学校学術紀要
第 号

(西暦) 年 * ((年号) 年) 月 印刷・発行

編集・発行

独立行政法人国立高等専門学校機構

高知工業高等専門学校

〒783-8508

高知県南国市物部乙 2 0 0 番 1

* 電話 (088) 864-5500 * (代表)

注 () は記載しない。
* ただし、() は括弧を記載する。

別紙様式 6

(論 文 題 名)

(著 者 名)

(Subject)

(Name)

独立行政法人国立高等専門学校機構

高知工業高等専門学校学術紀要 第 号 別刷

BULLETIN OF NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY, KOCHI COLLEGE

No. (Month Year)

注 () は記載しない。

別紙様式 7

(Subject)

(Name)

REPRINTED FROM BULLETIN OF
NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY, KOCHI COLLEGE
No. (Month Year)

注 () は記載しない。